

# 機關部組合共濟規約

- 第一條 本組合員が負傷又は疾病ノ爲メ三週間以上休業シタル場合ハ見舞トシテ金五圓ヲ贈與スルコト
- 但シ負傷又は疾病重傷ノ場合ハ直チニ役員ヲ差遣シ調査ノ上直チニ見舞トシテ金五圓ヲ贈與スルコト尚又本人妻子ノ場合之ニ準ズ金圓ハ妻子ノ場合ハ金參圓尚實子ノ場合ハ金壹圓ヲ贈與スルコト
- 第二條 本組合員が不幸ニシテ死亡ノ場合ハ香典トシテ金拾圓ヲ贈與スルト
- 一、葬儀ノ際ハ本組合役員貳名組合旗持參送ル事
- 二、妻ノ場合ハ金五圓子息ノ場合金壹圓ヲ贈與スルコト
- 第三條 本組合員が一般公務ノ爲メ三週間以上無償ニテ服役スル場合ハ饗別トシテ金三圓ヲ贈與スルコト但シ豫備ノ場合ハ金貳圓
- 一、一般兵役ヲ含ム入營及除隊ノ際ハ本組合役員貳名會旗持參送迎スルコト
- 第四條 本組合員ガ妻女出産ノ場合ハ出産見舞トシテ金壹圓ヲ贈與スルコト
- 第五條 本組合員ガ老衰ノ爲メ退職スル場合ハ其本人ガ本組合ニ加入シタ年數ニ應ジ金圓贈與スルコト
- 一、滿一ヶ年以上五ヶ年迄加入年數ノ場合金五圓滿一ヶ年以下ノ場合ハ金三圓ヲ贈與スル事
- 第六條 本組合員ガ病氣又は負傷ノ爲メ服業シ能ハズシテ家政困難ト認メタル時ハ本組合役員ヲ差遣シ調査ノ上役員會又ハ代表委員會ヲ召集シ協議ノ上共濟方ヲナスモノトス但シ特別共濟金ノ寄附金額ハ金壹錢以上金五拾錢以下トス

12.11.21

622

右の十二年十月十日

(4系物)

野田聯合會幹部協議會

東葛飾郡 野田町 日本赤十字會 總同盟 野田聯合會

右の十二年十月十日午後五時 本會事務所にて

幹部五名にて 協議會 開催 爲す 同議

一、普選問題に對する聯合會一能及  
 二、三ヶ年々々ノ普選ノ外普選ノ普選ヲ解スルニ  
 三、野田町ノ普選ヲ進メ次回迄保留ノ一  
 四、將來ノ運動方針  
 五、普選法改正ニ當り 野田町聯合會ニ準用セリ